

令和6年 8月 26日

株主及び債権者各位

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3

サンリン株式会社

代表取締役 塩原 規男

合併公告

当社（以下「甲」という。）は、令和6年10月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、有限会社松野燃料【富山県魚津市上口二丁目16番27号】（以下、「乙」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

なお、甲は会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額は増加いたしません。

記

- 1.本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
- 3.各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年6月20日

掲載頁 61頁（号外第148号）

以上